

# 産業構造の変化に対応した 特許ロイヤルティの在り方

2021年3月29日

パナソニック株式会社 知的財産センター

徳田 佳昭

# 産業構造の変化①（モバイル産業の振り返り）

	'00	'10	'20		
	第2世代	第3世代	第3.9世代	第4世代	第5世代
国内	PDC方式携帯電話	W-CDMA方式携帯電話（NTTドコモが世界に先駆けて提供） iモード → 端末の高機能化（メール、Web閲覧、電子決済）			
海外	GSM方式携帯電話 Nokia, Motorolaが、グローバル市場を席卷	スマートフォン iPhone, Android端末			

## 垂直統合による差別化競争

- ✓ 通信技術/OS開発が差別化領域（競争力の源泉）
- ✓ 日系の先行メーカーが通信技術とOS開発に注力し成功
- ↓
- ✓ 投資負担の増大 **But**  
ユーザから優位性は見えづらくなる（競争力の喪失）
- ↓
- ✓ 通信技術/OS開発の非差別領域化（技術導入可）
- ✓ 製品の競争力を失い投資回収能力も喪失
- ↓
- ✓ 開発リソースをユーザーエクスペリエンスに注力したSHが中盤から一気に抜け出す
- ✓ 上記の流れは、スマホへとシフトする中で決定的に

## グローバル水平分業

- ✓ **クアルコム/Googleが通信技術/OS(Android)のプラットフォームを提供**
- ✓ モジュール化/標準化の進展と、プラットフォームの登場により、グローバル水平分業に
- ↓
- ✓ 水平分業により開発コストがほぼ同じになり、販売数量の勝負に（グローバル市場で、圧倒的数量を販売出来る企業のみが生き残る）
- ✓ 日系端末メーカーはスマホ対応に遅れ、グローバル市場での販路開拓ができず撤退に

**独自PCがIBM互換機に駆逐されたのと同じ構図**

① 産業構造変化に伴い、開発リソースのコスト化 ② 新たな市場・ルール形成時には、既存の優位性が変化を阻害

SEPをめぐる様々な対立 ① 先行企業 vs. 新規参入企業、② 異業種間：Qualcomm vs. 端末ベンダー  
→ とは言え、特許ロイヤルティの負担は、ほぼ携帯端末で負担

# 産業構造の変化②（「モノ」から「コト」へ）

	'00	'10	'20		
	第2世代	第3世代	第3.9世代	第4世代	第5世代
国内	PDC方式携帯電話	W-CDMA方式携帯電話（NTTドコモが世界に先駆けて提供） iモード → 端末の高機能化（メール、Web閲覧、電子決済）		IoTの進展 異業種がプレーヤに	
海外	GSM方式携帯電話 Nokia, Motorolaが席卷	スマートフォン iPhone, Android端末			

垂直統合による差別化競争

グローバル水平分業

**サービスの拡大  
IoTの進展**

- ✓ 「モノ」から「コト」へ  
収益の源泉がシフト
- ✓ IoTの進展により、  
異業種がプレーヤに

今後、自動車産業でも、  
産業構造が変化の可能性

- ✓ 水平分業
- ✓ モビリティサービスの  
サービサーの台頭

① 産業構造変化 ② 新たな市場・ルール形成

内燃機関における既存の優位性 → 電動化・自動化への対応

SEPの取扱い：

端末での負担 → 自動車での負担

① SEP活用の抑制での解決？

② 「収益の源泉シフト」や「受益プレーヤーの拡大」への対応は？

# SEPに関する最近の各国動向

3/5

ドイツ

■ **2020/05/05 : ドイツ連邦最高裁判所Sisvel v. Haier判決第1弾** : SEP権利者による差止請求を容認。実施者はFRANDライセンスを受ける意思を明白に表明する必要があること、継続してライセンス契約の交渉に向けて協力しなければならないこと、権利者がクレームチャートを用いて説明することは義務ではないこと、全ての利用者に同じ条件でライセンスを付与する義務を負っていないこと等を判示。

■ **2020/08/05 : ドイツ・マンハイム地裁Nokia v. Daimler判決** : SEP権利者による差止請求を容認。ライセンスを受ける意思がないと認定。

■ **2020/09/10 : ドイツ・ミュンヘン地裁Sharp v. Daimler判決** : SEP権利者による差止請求を容認。ライセンスを受ける意思がないと認定。SEP権利者は全てのレベルでの利害関係人にライセンスをする義務を負わないこと、特許権者は原則ライセンスレベルを選ぶことができること、最終製品の生産者のレベルでライセンスを支持すること等を判示。

■ **2020/11/24 : ドイツ連邦最高裁判所Sisvel v. Haier判決第2弾** : 2020年5月判決と同様、SEP権利者による差止請求を容認。実施者が支配的地位の濫用の抗弁を主張するには、ライセンスを受ける意思を継続して客観的に示すこと、CJEU判決の枠組みを適用して支配的地位の濫用に当たるか否かを判断する際、具体的事案の個別事情を斟酌すること等を判示。

■ **2020/11/26 : デュッセルドルフ地裁がCJEUへ質問付託** : OEMは、SEP権利者がサプライヤーへのライセンス供与を拒否したという主張で差止請求に異議を唱えることができるか等を含む。

■ **2020/12/09 : カールスルーエ高等裁判所Sisvel v. Wiko判決** : SEP権利者に差止請求を容認。デュッセルドルフ地裁によるCJEUへの質問付託に対する判断を待たず、訴訟を中断する必要はないと判断。

英国

■ **2020/08/26 : 英国最高裁判所Unwired Planet v. Haier判決** : 被告がグローバルライセンスを受け入れない場合には被告への差止めを認める権限があること、グローバルライセンスの条件を決定する権限があること、非差別的要件は、厳格なものではなく一般的なものであること、CJEU判決の枠組みは具体的事案に対応して柔軟に適用すること等を判示。

米国

■ **2019/12/19 : 司法省、USPTO、NIST共同政策声明** : 司法省 USPTOによる2013年の政策声明(SEPに基づく差止めが制限される可能性がある旨を記載)を撤回し、SEPに対しても差止めを含む全ての救済が可能である旨を表明。

■ **2020/07/28 : 司法省ビジネスレビューター** : Avanci5Gプラットフォームについて競争を阻害するおそれはないとの結論づけ、現在異議を申し立てる意向はないと回答した。

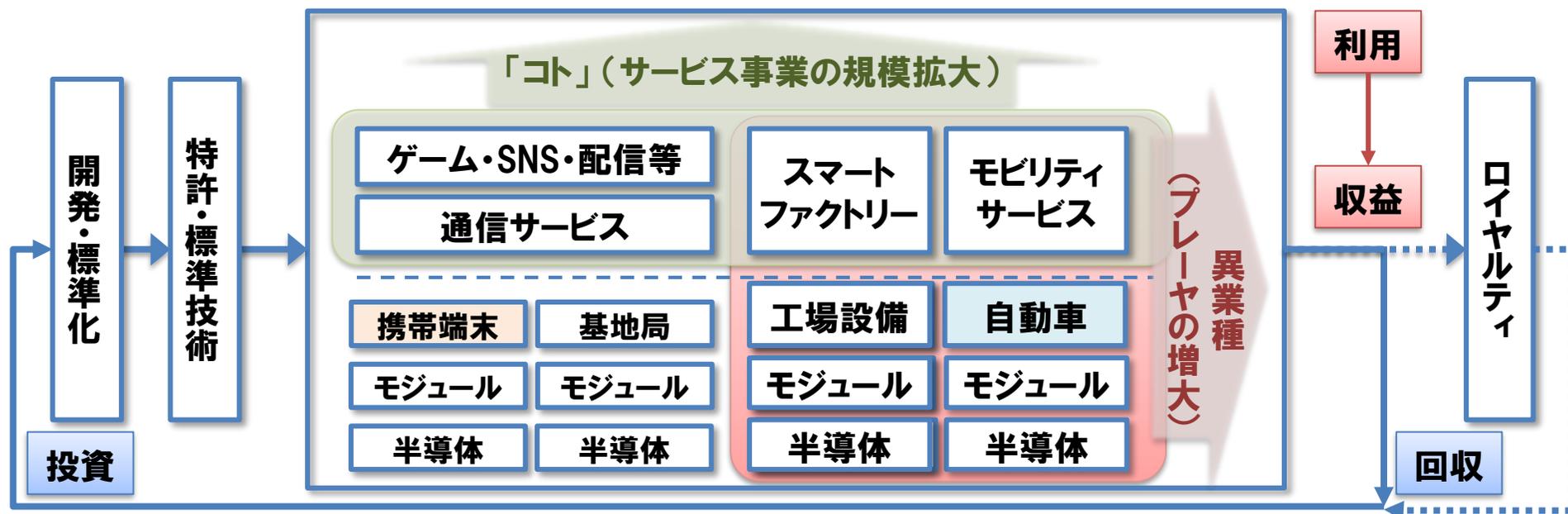
■ **2020/08/11 : 第九控訴裁判所FTC v. Qualcomm判決** : Qualcommには競合チップメーカーに対してライセンスする競争法上の義務はなく、OEMに対してのみライセンスするポリシーは、画定市場の枠外であり、シャーマン法違反ではないと判断。License to Allを否定。

■ **2020/09/10 : 司法省ビジネスレビューター** : IEEEに2015年のパテントポリシーの再考を強く求める。SEP権利者にも差止請求権は認められること、合理的なロイヤリティを算定する正しい方法はSSPPUに限らず1つでないこと、ホールドアウトはイノベーションを減衰させる等を指摘。

欧米は、SEPに対しては抑制的ではない方向に → このグローバル・ルールを前提とした競争力が必要

エコシステム全体から公平にロイヤルティを回収・還流し、イノベーションを促進することが必要

- 技術の開発には継続的かつ多大な投資が必要。投資回収できなければ、次世代への投資ができない
- 標準技術はインフラの一種。標準技術を利用して事業を展開するプレイヤー全員がそのメリットを享受



- 水平分業が進み、多層的に収益のポイントが生じている（それぞれの収益も大きく違う）
- IoTの進展により、異業種を含む多くのプレイヤーが標準技術のメリットを享受
- 産業構造の変化により、「モノ」から「コト」へ収益の源泉がシフト

**サービスを含め、受益に応じて公平に負担する仕組みが望ましい**  
(負担をサプライチェーンの1箇所に集中させるのではなく、多段階に配分)

## ➤ 負担配分の問題 → 「消尽」の見直しを検討すべきでは？

- 消尽の問題：サプライチェーンの上流でライセンスを受けると、下流ではライセンス不要との主張
- 産業構造の変化により、消尽の根拠が揺らいでいる

積極的根拠：特許製品の円滑な流通を確保する必要がある

→ IoTの進展により、下流の各段階で実施を捕捉できるようになっている

消極的根拠：二重に利得を得ることを認める必要性は存在しない

→ 販売時・ライセンス時に、将来の下流の全ての実施を予測できなくなっている

- (参考) ・ 産業構造審議会第39回特許制度小委員会で、田村委員が消尽の見直しについて課題提起  
[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo\\_shoi/document/index/newtokkyo\\_039.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/index/newtokkyo_039.pdf)
- ・ 欧州委員会、標準必須特許のライセンス及び評価に関する専門家グループの活動報告書  
Proposal 35で消尽の論点に言及  
<https://ec.europa.eu/docsroom/documents/44733>

## ➤ 価値評価の問題 → 「方法の使用による収益」の価値評価を検討すべきでは？

- 「物の販売による収益」に関する算定ベース及び算定方法については蓄積がある
- 「方法の使用による収益」に関する算定ベース及び算定方法については十分な蓄積がない
- 過去の蓄積があることによって課金が容易であるため、「物」に負担が集中する一因になっている

知財制度のインセンティブ機能（イノベーション促進）の発揮に向けて

- ◆ 「コト」事業（サービス／ソリューション事業等）分野における保護強化
- ◆ 産業・事業のグローバルマーケット指向を支援する制度運用